

政教時報

第二十五號

明治十三年一月二十日～六十二年元月一日起

明治三十三年十二月一日起

次 目

社 説

- 全國佛教大會召集之檄
- 宗教團體と公法人

論 論

- 宗教法案に就て(承前)文學士本多辰次郎
- 政府案の所謂特典ある者 桑門 典
- 宗教法案に對する佛教

信徒の覺悟

藤波 又吉

社 會

- 各地上京員の動靜 ○政府者の奔走 ○東京府下大谷總末寺會 ○内海京都府知事の干涉
- 右訓示の結果 ○議制局會議 ○西派の動靜
- 各宗管長會議 ○東京方面 ○宗教法案反對各團體打合會 ○佛教俱樂部 ○帝國黨の政務調查會

雜 錄

○名士片言

○某黨名士 ○某碩德 ○某進憲黨名士 ○

某自憲黨名士 ○某代議士 ○某省有志 ○公認教反對論者の輿論 ○某衆議院議員

會 報

- 會頭久我侯爵一行巡回記事 ○津幡町 ○越中高岡市
- 中越各宗協會 ○富山佛教徒同盟會 ○江沼郡佛教徒同盟會

大日本佛教徒同盟會綱領

政教時報第二十四號 目次

一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し、品性を陶冶する事。

二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし、國家の隆盛を企圖する事。

三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。

四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。

五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。

六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。

七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ、又社交を融和せしむる事。

八、積極の方針を取り、實業道德を鼓舞する事。

九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。

十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。

十一、殖民傳道を獎勵する事。

十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講する事。

- 社説** ● 宗教法案に對する絕對的反対
意見 ● 信教自由の誤解
論說 ● 宗教法案賛成論者の謬見を打破す ● 宗教法調査會設立の議 ● 宗教法案に就て ● 宗教法案の精神
社會 ● 宗教法案提出の眞相 ● 大日本佛教徒同盟會 ● 檄文頒布 ● 十二月一日 ● 各宗委員の會合 ● 貴族院第一讀會 ● 同盟會員の運動 ● 貴族院第一讀會 ● 貴族院の特別委員會 ● 佛教有志者に告ぐ ● 同盟會事務所 ● 赤松連城氏の議員招請 ● 各宗委員 ● 西派委員の失態 ● 全國佛徒上京委員會 ● 外數件
- 雜錄 名士片言 ● 子爵某居士 ● 某有力大臣 ● 又一大臣 ● 人は云ふ ● 進憲黨一名士 ● 又曰く ● 自憲黨一名士 ● 帝國黨某氏 ● 局外觀 ● 森清右衛門氏 ● 大内青嶺氏 ● 島田蕃根翁 ● 赤松連城師 ● 東京控訴院判事某氏 ● 文部省の一有力家 ● 某大家の談 ● 某黨總務委員 ● 教育社會の輿論

政教時報

全國佛教徒大會召集之檄

國家の宗教に對するや、人類の幸福を増進し、國家の安寧を維持する教宗派をして、國民の心靈を感化し、品性を陶冶せしむるを第一義とす。而して宗教法なるものは此の如き國家宗教間に於ける至大なる關係を規定するものよして、之を國家の點より觀察するも、最も慎重の審議を要すべき者、吾人國民は謹嚴摶實の態度を以て之を規定せざる可らざる也。然るゝ今回政府が貴族院へ提出したる宗教法案なるものは、其調査頗る疎漏、其態度頗る輕忽、實に大日本帝國宗教法たるの體を備へざる既に天下の輿論也。抑、國家が宗教を律するや、宗派教派を以て規定の單位とする各國宗教法の精神なり、苟も單位を宗派、教派に置かんか、必ずや教宗派の性質組織果して克く國家に適合するや否やを検す可き也、教宗派の制度法規果して克く總轄命令の主體あるや否やを分つ可き也、教宗派の自治権を確認すると時に其範圍を嚴制すべき也、教宗派に對する監

督權を規定すると同時に其限度を區劃すべき也。然るに政府提出の法案を檢するに、此の如く宗教法中骨子たるべき教宗派を無視するのみあらず、其權能を蔑视し、毫も其性質組織の如何を顧みず、漫に其自治の範圍を蹂躪し、之に加ふるに無限の監督干涉を以てし、且つ法律上之を解體して各個の造營物とし、遇するに私設會社同様の私法人權を以てす。是果して國家が國民の心靈を感化し、品性を陶冶せしむる教宗派を遇するの道あるか、又政府は果して克く教宗派の性質國家の安寧を維持し、人類の幸福を増進するや否やを檢するに遺算あきを得るか。吾人は斷々乎として政府が此大問題を處理するに當りて、輕忽疎漏の責を免る能はざるを極言する者也。

翻て全國幾千萬の佛教徒諸君に警告せむ。嗚呼上下沿々二千歳、吾人の祖先は佛教を以て國民精神の統一を維持し、佛教を以て人道大義の根抵を涵養し、傳て以て吾人後昆に至れり。吾人は之に倚りて心靈の感化を蒙れり、吾人は之に賴りて品性の陶冶を成就せり。而して現時社會の大勢を達觀するに、維新已後茲に三十年、國民は漸く形而下の問題を終りて、今や正さに眼光を精神界の問題に一轉せむとす。此に於てや祖先已來訓練修養を加へ、圓熟其粹を鍾めたる佛教

信念は勃々發動し來りて、精華煥發日本佛教の眞面目を發揮し、國光と共に之を八紘に光被すべき時機に膚れり。何ぞ圖らむ。政府は國民自覺の大勢を顧みず、理想的法文を畫して、國民の宗教的態度に一大變革を強制厲行せむとす。噫、是祖先已來の宗教的信仰に迫害を加ふる者也、現時佛教の團體組織を危殆に陥らしむる者也。實に是れ全國の信徒が國家に對する觀念を發洩し、佛教に對する信念の強度を試むべきの時、苟も佛教徒たるもの肅然として眞摯の態度に住し、猛然として信仰の威烈を顯し、飽迄意志の貫徹を期すべき也。佛天は昭々乎として吾人頭上に鑒昭せり、全國の信徒矢て國家と宗教とに殉するの大覺悟を以て直進勇往し徹頭徹尾正鵠なる方針を以て國家宗教間に於ける一大問題を解釋す可き也。

茲に大日本佛教徒同盟會、公認教期成同盟會、信徒俱樂部等、全國三百の佛教團體を聯合し、十三宗佛教各派の熱心なる信徒は合同して来る一月二十一日午後一時を下して東京江東中村櫻に於て全國佛教徒大會を開かむとす、愛國護法の諸士冀くは來り會せよ、謹て告く。

宗教團體と公法人

のである、若しも公法か國法のみであるならば、單に國法と云て之より更に意味の廣い公法なる言を用ゐるには及ばない譯である、夫と同じ事で若しも公法人が國家の機關たる法人のみに限る、即ち所謂國法人のみであるならば單に國法人と譯である、然るに學者が特に公法人なる名稱を用ゐると云ふのは即ち所謂國法人以外に尙公法人なるものを認めるからである。

然らば其國法人に非る公法人とは如何なるものであるかと云ふに國家が或る獨立の團体にして其所屬の者に對し命令の權力を有して居る實のあるものに其實を法律を以て認めて遣りた者である、夫でこの種の公法人と國家の機關たる公法人と如何なる差異があるかと云ふに何れも其原義上に於ては全く同一である、即ち何れも命令權の主體であると云ふ事に歸着する唯其著しく異なる所は二者の成立の方法に於て存する。纔は總て國家が之を定めて之に命令權を附與して遣る之に反して國家機關たる公法人、所謂國法人に非る公法人にありては、其制度組織は國家か之に定めるのではない、其團体自然の發達によりて既に形成されて居る而して其團体の有して居る命令の實を國家か認めて遣るに過ぎないのである、如斯二者成立の方法に於ては異りて居るが其原義たる命令權の主體と云ふ點に於ては全く同一である、之に就て分り易い例を引けば法律の中には成文法と習慣法どがある、成文法とは其法

本年一月六日七日の兩日に亘りて大坂毎日新聞に於て法學博士一木喜徳郎君は宗教團体と公法人といふ題目の下に宗教團体を公法人とすると云ふ説は公法人の何たるかを充分に解しないからして生じた議論で、憲法の主義と相容れない議論であると云ふことを論せられた、博士の議論は却々正確なる論理を以て組立てられて公法人と宗教團体の關係を公法學上から觀察して述べられた議論では迄諸新聞に於て此度の宗教法案に就て論じたものは大に趣を異にして居る、併し乍ら其議論たるや、私の考ふる處では、大に誤りて居るによりて一言反駁するの必要を認めた、博士の説によると公法人は國家の機關たる法人であると云ふのであるが是から即ち間違である、故に二回に亘りた議論は假令論理の上では正確でありても、此の根本的の斷定が間違て居るのであるから、つまり皆間違て居ると云ふ結果になりて居る、博士は公法人とは國家の機關たる法人に限ると云て國家の機關以外に公法人なるものを認めないが、夫れならば寧ろ公法人と云ふ名目を用ゐないで、單に國法人と云た方がよろしい國法人は無論公法人の一種で其中に包含される者である故に國法人を認めないならば、何も公と云ふ廣い意味の言を法人の上に冠させて其意味を曖昧にするには當らない、國法人と云ふて仕舞ふ方が甚だ正確でよろしい、例へば法律は之を大別して公法と私法との二にするでは無か、夫で公法を更に大別して國法と狹義の公法とするではなひか、即國法とは憲法の如きものを云ひ狹義の公法とは刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法等を總稱したもの

以上論ずる所によりて國家の機關たる公法人以外に尙別種の公法人かありても毫も公法學上差支のないと云ふことは明瞭である、現に博士も「近頃の國法の組織では私人間には權力の關係を認めないのが通例であるが、必ずしも絶對にそうであるとは云はれない」と云て居るではないが之で博士の公法人と云ふことに付ての解釋が狹きに失して誤りであると云ふことが分りた、己上は博士の此原義から割出した全體の議論即ち宗教團體を公法人とするのは憲法の主義と相容れないど云ふ議論の全體が例分推論上正當でありても皆誤りであると云ふのは自然の結果である、以下博士が此原義を適用して論せられた各一の點に付て贊否の如何を述べようと思ふ。

博士は「近頃の國法の組織では私人間には權力の關係を認めないのが通例である、必ずしも絶對にそうであるとは云はれないけれども概して申せば權力は國家の専ら占めて居る所である府縣郡市町村其他の團體は權力を持て居りますけれども是等の團體の權力を持て居る所以は何であるかと云へば即ち

是等の團體は國家の機關であるからである、即ち公法人であるからである、國家の機關であるが故に國家は私人間に通常認めない所の權力の關係を團體と其團體を組織する者との間に認むるのである、夫で國家は私人に權力を與へないのを例として居るのに拘はらず是等の團體には特に權力を與へて居るので御座います」と云はれるが之によりて見ると博士は府縣郡市町村の如きは全く私人であるが特に例外を以て權力を與へられたと云ふのである、之は實に恐入つた考へで府縣郡市町村の如きを私人と見たのである吾々の見る處では府縣郡市町村の如きは無論公人でありて私人ではない、博士が若し府縣郡市町村の如きは國家に非ざるものであるが、特に權力を與へられて居ると云なればよろしいが、私人であるが權力を與へられたのであると云ふのは甚だしい誤りである、博士は國家以外のものは總て私人であると思ふて居るのである、即ち國と私との間に公と云ふことを認めないのである、之が抑博士が公法人を解して國法人とせられた所以である、吾々の考へでは國家は無論公のものである、府縣郡市町村の如きのも亦公のものである、而して又國家の機關たる公法人以外の團體にして命令の實を認められたものも亦公のものである、吾々は國と私との間に更に公なる意義を認める吾々が或る種の宗教團體を公法人なりとするは即ち之が爲めであります博士が之を公法人と認めないのも亦此點の見解を異にするからであろう。

博士は又「宗教團體が公法人であると云ひます以上は宗教

ある」と云ふて居る流石は法學博士丈ありて信教自由の原則は正當に解釋せられた、是迄隨分新聞などで信教自由のこととを論じたものもあるが、何れも甚たしい誤解を下して居るのに茲に其正解を見るを得たるは甚だ愉快に思ふ所である、さて宗教團體を公法人と認めても宗教の宣布を國家の事業と見做すと云ふことにはならないと云ふことが前に詳論した所で分りた以上は或種の宗教團體を公法人とするも、信教の自由は博士の言はる如く臣民各個の上に付ての規定であるから毫も差支のあるべき者でないと云ふことも分ることと思ふ。博士は尙語を續けて「獨り憲法の明文に矛盾する計りでなく文明國の通則たる信教自由の原則と相容れないものであると云ふことは疑を容れませぬ」と言て居るが若しも宗教團體を公法人と認むることか文明國の通則たる信教自由の原則と相容れないと云ふことが本當ならば歐洲諸國が國法上或る種の宗教團體を公法人と認めて居るが云ふ處でない現に法文を以てこれの宗教團體は公法人とすと明記した國も専からぬではないか。

博士は又語を續けて「是等は數百年來の歴史の爲めに支配せられて宗教の勢力の爲に學說の自由なる發達を縛られた結果であつて苟も信教自由の原則を取りた國に於ては専しても

宗教團體は公法人と認むることは出來ないものであると確く信じて居るのであります」と云はれるが之も甚だ受けられぬ説で文明各國は今日憲法上信教自由の原則を明定して之より生ずる結果は充分に保障して居りて決して或る種の宗教團體の專横なる處分を許さない、かゝる情勢の下に於て宗教の勢力の爲めに學說を狂げるなどと云ふことはあり得べき事でない

又博士は語を續けて「況や吾國は宗教上の迷信が最も多く公に學理に基て宗教の制度を立つるに最適當なる國柄でありますのに」と云ふが之は御同慶と云はなければならぬ、併し「今回新に宗教の制度を立つるに際して宗教團體を公法人と認むると云ふが如きは到底容るべからざるの説であると考へます」と云はれるに至りては奇怪も亦甚だしく云はねばならぬ、又吾國に於ては決して今回新に宗教の制度を立てるのではない宗教の制度は假令一法案を以て立てられてなくとも既に立て居るのに違ひない、さればこう學理と必要の命ずる所により從來の歴史を鑑みて制度を完全にするの必要があるのである、新に宗教の制度を定むると云ふ様な考へを以て宗教法案に對せられては實に不都合千萬のことと云はなければならない、博士に望む處は左様な考へを排して更に從來の宗教團體中既に業に公法人たるものがないかと云ふことを研究せられたいと云ふことである

博士は更に語を續けて「殊に吾國は外國などとは異りて居りまして舊來人民の間に勢力のある神佛二教の外に新に這入り

て來た處の耶蘇教もあり、單純に耶蘇教のみによりて國を建ても居る處とは事情も全く異りて居るものでありますからして假令外國に於て宗教團體を公法人と見做して居る處があるにもせよ吾國の宗教制度は決して之に倣ふことは出來ないものであると云はなければならぬ」と言て居るが博士の如きは宗教事業を以て國家事業と爲すべからずと云ふ事を充分に認めて居るものであるから宗教の教義上より神佛耶の區別をなすが如きは固より公法上に於て之を問はざるべき筈である、されば吾國と雖も外國と同く其宗教は一にして止まらずやと云ふべき筈であるのに茲に至りて神佛耶と區別をせられるのは稍前後矛盾の感なきを得ない、既に多數の宗教の存在して居ると云ふことが吾國も外國も同じであるならば、吾國と雖も外國と同じく或種の宗教團體を公法人と見做すに於て毫も差支がない筈である況や同種のものゝ間に區別を設けるのは難いが異種のものゝ間に區別を設けると云ふは比較上容易であると云はなければならないではないか而して博士の云はれる單純に耶蘇教のみによりて國を建てゝ居る處とは果して何れの國を指すものであるか耶蘇教以外の宗教の絶無な國は何れの國であるか承りたいものである、夫から耶蘇教中でも色々ありて「カドリック」教もあり新教もあり「カドリック」教中にも羅馬「カドリック」教あり希臘「カドリック」教もあり舊派「カドリック」教あり其他新教中には無數の分派のあると云ふことは言を要せないことである。

しなければならぬと云ふ説があるのは畢竟公法人の何であるかと云ふことに付て明かなる考がないと云ふ結果でありて其性質の明になりた以上は自ら消滅すべき説であると信じます」と云はれた此言は直に御返しをしなければならぬ即ち要するに博士が宗教團体を公法人とするとは出來ないと主張せらるゝのは畢竟公法人の何であるかと云ふ事に就て明かる考へがないと云ふ結果でありて其性質の明になりた以上は自ら消滅すべき説であると信じます。

以上に依りて宗教團体を公法人とするのは公法上毫も差支ない事であり且宗教團体を公法人とするも毫も憲法の信教自由の規定でて存するものでないと言ふことは明であると信ずる。

	貴族	冊數	同調印人	衆議	院	冊數	同調印人	計
滋賀	府	縣	京都	大阪	兵庫及廣島	奈良	山梨	三八五
四〇六			六三五	一三九三五	一三八	五六	三五	一九六五五
			六〇九	一三二二九	九四九三	六四八	二〇一九	四〇〇
			九三五	一、一四四	六二五	九六	一五二二	一八八一〇
			二〇	二、一四四	七三七	七	四三四	四二五
			九三五	一、一四四	二二五	九六	一五二二	一九六五五
			二六五	二、一四四	九四九三	一六八六六	三八五	三八五
			二六五	一、一四四	一三二二九	八一九	二〇一九	八〇六
			二六五	一、一四四	一三八	九四九三	三五	三八五
			二六五	一、一四四	一三二二九	六二五	一九六五五	四〇六

宗教法案に就いて（承認）

文學士 本多辰次

讀者諸君に謝す
編者識
予輩が見る所を以てすれば該法案は政府者が頑迷なる舊思想の反影たるに過ぎざるなり、見よ彼等は常に徳川家康の故智に効ひ、其政署を踏襲すと揚言せることを、又或る政府官人曰く、宗教家の跋扈は爲政家が常に駕御に苦む所なり而して其跋扈は常に一宗派の強大なるより来る者なれば宗派を成るべく分裂離解せしむるは爲政家に取て利益大ありと、之れ即ち封建的舊思想にして根本的謬見なり、而して這回の宗教法案は此等の謬見より立案せらるにはあらざるか、法案全体に亘り此精神は明に識認する事を得るなり、かの宗派を認めて法人とせざるが如き、本山永寺の關係を打破せるが如き、宗教委員會を組織して管長の權力を奪へるが如き、新宗派の興起を容易ならしめしが如き、皆悉く宗派分裂を希圖せる思想より割出したるものといふべし、此他不言不語の間に此思想を露泄せる事は法案全体を熟讀せば明かに識認し得る事實なり、是實に國民の繁榮幸福を目的とせずして、只管

者多し、政府者亦此誤見に魅せられて法案を起草せしが故に遂に歴史を忘れ法理に背くに至れり、夫れ一理想を立てゝ是は此くすべし、彼は然せざるべからずと法律を以て切り揃へんとするは數十年過去の思想なり、サビニー氏一度現れて歴史法學派を振興せしより、其説騒々として勢力を益し來り、過去の歴史と現在の社會を離れて單に一の理想を畫きて法律を立案すべきものにあらざる事は諸學者の首肯する所となれり、自然法論者の破れしも之が爲あり、ルーソーの民約説の衰へしも之が爲あり、又羅馬法以來の沿革を討究せば事實は歴史法學派の爲に立證するにあらずや、然るに這回の宗教法案を見るに、全く從來の歷史を捨て、現時我國の實際を顧みず、單に「信教は憲法の保障に由りて自由なるが故に、總べての宗教團體の取扱を同一公平にせざるべからず」との一理點を書きて此理想を唯一の基礎として立案起草せり、是に於てか、鶴の胸は切り鴨の脛は縕ぎて、從來の自然發達には毫も顧慮せず、只管各宗教團體の取扱を整然劃一ならしめんと圖る、是亦學者が最早今日は取らざる舊思想にあらずや、竊に疑訝に堪へざる所なり、予輩は信ず斯る新進の學理に背反するの法律を以て二十世紀以後の社會に適用すべからざるを是予輩か今回の宗教法案に反対する所以の第二なり、今一步を譲りて、理想に基ける割の一の法律案をも時に必要とする事ありとせば、該法案は完全なりやといふに、其主義理統一せず、寺院及教會堂及其構内の土地の地租を免し、若

制御し易きを目的として自己の権勢を貪るに起因せるものなり、此れ國民を友とし味方とせずして、鬭とし敵としたる思想なり、豈に今日の社會には適合せざる舊思想にあらずや、三百年前と今日とを同一視するの不條理なるは論辨するまでも無き明なる事實なれども、試に解陳せんか、應仁以來世は刈蕪と亂れて天下歸一する所なし、元龜天正の頃に當ては本願寺は門徒諸國に充ち、本據を攝州石山に構へて其状恰も儼然たる一大諸侯なりしなり、織田信長之を討滅せんと欲して多年兵を交へし後漸く勅裁を以て和議を媾するに至れり、豊臣秀吉天下を一統するに及びては、豪邁なる教如上人を廢嫡して從順なる准如上人を立てゝ本願寺を相續せしめたり即ち己に味方する者を助立せしものにして、現今政府者の西本願寺を手に入れて相助くる者と類似する者ありといふべし、徳川家康繼て霸を開くに當て、先に廢嫡せられたる教如上人を助けて別に東本願寺を立てしめ、以て勢力を二分したるなり、是當時に在りては頗る巧妙の手段といふべし、何となれば、若し徳川氏の對本願寺策にして一步を誤れば忽ち仇敵として衝を争ふ者なり、家康も壯時此反抗に遇うて頗る困難せしを記憶する者あり、故に家康の對本願寺策は敵を制御する方法を取らざるべからず、其政畧として同寺を二分し互に競争して、其勢力を相殺せしむる策に出でしは、予輩其巧妙なるに驚歎するものなり、今や大に事情を異にす、佛教者は決して政府の敵にあらざるのみならず、教法は政治と共に相資けて國家の繁榮國民の福利を祈らんどするものなり、國內には

決して亂離の憂なくして、外各國と對峙す、是時に當りては出來べき限り國民の信仰を歸一せしめ精神界の結合を努め、以て不虞に備へざるべからず、此理由より推論せば、宗派は成るべく合同せしむべく、成るべく盛大ならしむべし、宗派を分裂せしめ、宗派の勢力を削弱せしむるが如きは愚の極といふべし、賢明なる政府當路者にして、此愚を敢てせんとする者は、畢竟するに宗教に對して疑懼を抱き、之を敵視し之を制御せんと欲せるの念換言せば當局者獨り權を貪らんとするより起れるなり、之を政治上に例せんか、明治十三四年の頃、民權論の盛あるや、政府者は國民全体の休戚を顧みず只管自己か權勢を奪はれん事を恐れ力めて民權論を抑壓せんとしたるも、遂に抑壓し終せずして、人民に參政の權を與へたるもの何の弊害もなきにあらずや、政黨に對しても亦大に疑恨を懷き嚴密に之を取締り、政黨本部は之を認許するも、支部は之を認めざりしも、後其謬見を悟り、本支共に政黨と認むるに至りても、利ありて害なきにあらずや、斯くの如く國民の希望を容れ、國民と共に福利を樂まんは利ありて害なく、又現今文明各國の大勢なり、又政府者自ら試みて其利益を知悉せし所にわらずや、宗教問題に於てのみ政府者惟り權力を貪り國民を壓せんとするか、斯る貪勢的舊思想は最早放擲すべき時期にあらずや、是予輩が今回の宗教法案に反対する所以の第一なり、

政府案の所謂特典なる者

桑門典

(三一) 時報政
て寺地と同く免租の特典を興ふることの不條理無謀なること
を鳴らさるを得ず、更らに別案教師徵兵猶豫の一事を以て、
宗教を保護し教師を優遇するの意に出でたるものと爲し、非
常なる恩典を得るもの、如く謂ふものあり、是亦思はざるの
甚しきものといふべきなり、夫れ該案の不可思議千萬にして
立案の趣意の明かならざるは、貴族院に於ける議員の質問に
對する政府委員答辨の模稟曖昧なるに徴するも明かなる事實
にして今更之を喋々するの要を見ず、思ふに教師なる者も亦
皇士に住し皇國の栗を食ひ者、其國家に對し盡すべきの義務
を負ふや、敢て他の一般國民と異なるあるべきなし、故に單
に其教師たるの故を以て兵役を猶豫すといふが如きは、理に
於て固より不當の事たり、吾佛教僧侶の如き近く之を日清戰
役の當時に見るも、他の國民と同く國家に對し盡忠報國の誠
を致せしもの、其例多々あり、吾僧侶は敢て兵役に從事する
ことを避けんと欲するものにはあらざるなり、故に他教は姑
く措て論せざるも、吾佛教僧侶に關しては、余輩はかの徵兵
令中改正法案の必要を唱へんとす、况んや直接戰鬪に從事
すべき兵種云々といへるが如き奇態なる規定を爲し、立案の
根據一も見るべきものなきものたるに於てをや、何物の痴漢
ぞ此の如きの法案を見て敢て宗教保護の意に出るとはする、
其誣固より惡むべきも其愚寧ろ憫むべき哉

宗教法案に對する 佛教信徒の覺悟

藤

浪

又

吉

(二二) 政報時
宗教法案一たび出でし是非の論忽ち起り、今や都鄙到る所囲
々の聲を聞くに至れり、該法案が國家人民の休戚利害に關する重且大なるものあるや以て見るべく、而して從來宗教を觀視したる政客等の、これによりて漸く將にうの輕々に看過すべからざる者を覺知せんとする兆あるは、邦家の爲め一大進歩として余輩の慶喜する所なり唯憾むらくは該法案反対者が、毎に確乎たる根據により、其反対すべき所以を究明し、精議審説餘力を遺さざらんとするの意氣あるを見るに反し、該法案賛成者が、只僅に信教自由若くば一視同仁云々の言を以て漫に糊塗を試み、本だ嘗て其賛成すべき所以を詳論せず、問題を討究せんと欲するの精神あるを見る能はざるを、然りと雖も退て考察し來れば、かれ賛成論者の其賛成すべき所以を詳論せざるは、蓋し其故あり彼等の之を詳論せざるは、所謂る爲さるにはあらずして能はざるなり、漫にかの法案に賛成して而して其賛成すべき所以のものを求めて得ず、之を詳論せんと欲するも豈得べけんや、宜殊條達なる信教自由を擔出し、牽強なる一視同仁を持來りて、僅かにお茶を濁さんと試むるあるや、特に教會敷地の免租を以て寺院敷地の免租と同視し、亦これ

一視同仁の趣旨に基ける公平なる規定と思惟し、甚しきは寺院敷地の免租を以て佛教亦非常なる恩典を蒙るものゝ如く言倣するものあるは實に片腹痛き次第沙汰の限といふべきなり、夫れ吾邦に於ける寺地の免租なるものは、素是報酬的ものにして恩惠的のものにはあらざるなり、佛教が千有餘年間吾邦家に效したる偉大なる功勞の僅に此免租によりて酬ひらされしものたるに過ぎずして、單に寺地なるものが宗教の物件たりといふの故を以て特に免租の恩澤に浴せしむるものにはあらざるなり、此をこれ察せず、今や此千有餘年間の偉大なる功勞に酬ひしものを以て、一朝之間功過未た知るべからざる新來の宗教に惠與せんと擬するを見、直に以て公平と爲し、教一視同仁と爲す、余輩豈果然たらざらんと欲するも得べけんや、且夫れかの法案にして一旦法律となりて發布せらるゝに至らざるか、狡猾なる外人等之を以て奇貨居くべしと爲し、教會敷地の名の下に地を所在に購得し、而して僅々數坪の屋上に掲げられたる尺寸の十字架は、優に幾町反歩の免租を保障して其澤彼等が私營の上に及ぶものあるに至るが如きことあらんも、亦未だ知るべからず、此の如くんば啻に國家經濟上憂虞すべきのみならず、其殃終に測るべからざるものあるに至らん、國を憂ふる者豈深察せずして可ならんや、思ふに吾邦佛教中、眞宗の如き、其寺地の尙未た免租とならざるものあるを見る、而して余輩は此等特權を有せざるものに向て新に免租の特權を與ふるは、必ずしも其要あると認むる能はず、况んや新來の宗教に於ておや、余輩は斷じて教會地に向

昨年春以來佛教各宗派の代表者等は寄々會議を開き、公認教制度を制定せられん事を政府に交渉し、遂に佛教法私案なる者をさへ政府に提出しなり、而して其結果は遂に蛇足となり、是に於て各宗委員は大に激昂し憤然として絶對的反対を大に佛教徒に不利なる法案を政府より提出するに至り、是に於て各宗委員は大に激昂し憤然として絶對的反対を試むべき筈なり、然るに事實は之に反し、各宗委員なる者は頗る弱腰にして、大々的決心を爲す能はざるを以て、其後修正意見などを以て、政府に交渉を重ねるも、一向要領を得ずして困じ果て、心中には不公平ながら、或は政府官人より威嚇され、或は利を以て啖はされ、唯々諾々なるが將た態度不明了なるか、何にしろ腑甲斐無き有様にして、側目には甚だ歎痒き次第なり、併し是も致方無き次第にして、又一方より考ふれば僧侶諸君に取りては温順含蓄の氣象ありて、已の不便は忍びても從順にすといふも一の義徳にして、去りて徐ろに實力を養成し、實力を以て競争せんとならば之れ亦一理無きにあらず、宜しく早く決心して實際問題に着手し、着々實効を擧ぐべし、進んで政府に向て自家當然の權利を主張する能はず、退て實際問題に對して何の見るべき事功も無き時は、其時ころは僧侶がいどゝ失へる威信名望を愈々益々失墜して、穢多の如く非人の如く輕侮せらるゝに至る時節と覺悟すべし、惟信

◎内海京都府知事の干渉　宗教法案に對する賛否兩論者の運動は益熱度を加ふるを以て、内務省は命を内海京都府知事に命して東本願寺に向て干渉を試みしめたり、知事は曾て同末山の財政に向て盡力せし緣由あるを以て、之を善き手懸として嚴しき干涉を始めたりと見ゆ、教學報知の所報眞に近きやに信せらるゝを以て、左に一節を紹介すべし、

◎内海知事の干渉　内海知事が舊冬來法主を叩きて其筋の命を奉じて細かに説くところあり各宗の全體が修正説に傾けるの今日、獨り大谷派のみ極力反対若くは法案全部の破棄など云へる頑説を堅持するは宗門前途の爲に策の得たる者にあらず若し過つて管長處分の不幸にも遇ひなば實に一派の不面目此上もなからべく本願寺の威信は地を拂ふに至るべく宜しく溫和的手段を以て政府の意に逆はざるやう注意あるべし、且つ大谷派は内に財政整理の急務あり北濱銀行に對する義務亦忘るべからず此際外に向つて虚勢を據し妄りに政府の感情を損せんよりは宜しく内を治むるに力を盡し渥美契緑、篠塚不着等其他の宿老を招き以て會議を開き以て宗門百年の計を固むるを第一要とすと云へる意味の忠告を客れたれば法主は大に心を動かされて茲に初めて素志變更の端は開かれたるに似たり

北垣國造男亦之に力を併せ、猶諸所より、手を廻はし忠告するあり、壓力を加ふるありしかば、其結果として、左の如き訓示を見るに至れり、

訓示第四號 今般第十四號
は若し門主にては不相應り特に上層末に於てより望し議會の念を失はず右訓示す
能美郡同盟會明治三十二年六月八日右訓示のにあらず此を以て頗る激參務より本山をめ否決運動して今回の大ニ本山の交渉中なりが故に斯る狀態張するに過ぎず美契縁帥亦法主は無上の

西議會に於て政府より宗教法案提出相成候に就て
本中輕舉躁急一派の體面に關する様の言行有之候
次第法主臺下におかせられては深く御繫念の餘
局役員を被爲召懸駕御示諭被遊候趣も有之候條門
各宗委員が決議したる該法案修正説の成立を希
の通過を期すべきは勿論の儀に候得共恭謹忠實道
相共に申合せ心得違の舉動無之様致すべし

(四二) 政教時報

徒に至りては決して此期に一步も退却すべからず、獅子奮迅の勢を以て直進徑行して以て政府提出の宗教法案に反対すべし、各宗本山には本山の事情もあり、僧侶には又僧侶の理由として、夫等の進退は心に留めずして信徒は信徒相結合して極力反対運動に勉むべきあり、何とあれば政府は如何なる理由によるも、從來佛者が所有し居たりし自治の權能を始め他の特權は奪ひ去らるべき筈なれば之を擁護するは正當の權利なり、國家は必ず宗教を保護せざるべからざる理由無ければ、新たに何の由緒も無く歴史も無く勢力も無き新宗教に最大の保護を與ふる謂れ無しと拒むも亦國民の權利なり、當然の權利を主張するは正當の手續をさへ踏まば何程にても強固に爲すべきなり、法治國の人民は固より然あるべくなり、然れば我佛教信徒は各宗本山の進退に顧みなく、一意に政府案反対運動に突進すべきなり、至誠を以て進むべし嗚呼誠は天の道なり、至誠は神明佛陀の擁護する所なりかの親鸞上人を見ずや、忌諱に觸れ北國に流さるゝや、之に由りて益偏鄙の群類を化せんと奮發して遂に大宗派の基礎を開かれしにあらずや、又かの日蓮上人を見ずや、幕府の嫌疑を受けて或は斷頭場に上り、或は佐渡が小島に流されしも、至誠以て一貫して、強固なる宗派を建設せしにあらずや、實に至誠は成功の母といふべし、至誠眞實以て進まば何事か成らざらん、至誠相和し素志を達するまでは止まざるの悟を以て進むべきなり

◎各地上京員の動靜 舊臘十二月貴樂兩院休會となり一時政界も穩かとなり議員連中も追々歸國する向もあれば、各地の上京者も首府に越年するも、さのみ用事もなければ、一先づ歸國して、從來の經過をも報告し、且大會決議に基き地方團體の聳回を圖らんが爲に、少數の越年委員を留京せしめて、皆歸國せり、時に北陸地方の如きは毎國二人の滯京委員を置きしが、遂には佐々木了應、大谷賢了、相良願應、本多元誓、藤井堯孝の五氏を留めて故郷の天に向へり、捲土重來の日抑如何なる勢を現せん、刮目して見るべし。

◎政府者の奔走 議員休會中は表面は極めて平穏無事なれども、此間に於ける暗潮は却りて急激なるものあり、政府者も此間に努め、反対者も安臥の夢を貪らざるは當然の勢なり、其行動に顯れしは、政府者にありては、直接該法案提出の責任者なる平田法制定局長官、斯波社寺局長等が、議院開會中より爲し來れる議員諸團體へ出席して政府案の説明を勧めし事なり、其盡力は中々容易のものにあらず、折議員も歸省せるあり、旅行せるあり、團體訪問も出来難くなり來りしを以て、去月二十六日を以て宗教法案の説明を發行して廣く世間に分つて、

●東京府下大谷總末寺會 は此間二回の宗教法案の反駁文を「法話」號外として配付せり、其昨年大晦日に配付せし反駁文とは十ヶ條の理由と附して絶對内反對の意志と表日

せし結果にして、同派は臨時に議制局會議を開くに至れり、去る六七八三日間の會議にて、彼の五ヶ條の主張を達する能はざれば斷然否決すべしと議決す。

◎西派の動靜 同派重役は自ら奔走して、政府案賛成に盡力せられし事は人の知る所なるが、同派中にも大に憂慮する人々もありて、說乃是非は兎も角斯る問題に向て法主親しく奔走するは穩かならず、恐くは其威信にも關係する事にあらずやと、忠言を呈せし向もあり、夫かあらぬ同法主は舊暦二十日赤松、大洲、小田等の宿老を率ゐて西歸せられたり、然るに同派の門徒中に僧侶中にも、本山の主義に懽からず思ひて、法案反対意見を唱ふるあり、内部動搖しかしり修正説も中々勢力あるに至れり、遂に本月六日同派顧問會議を開きて、宗教法案問題を議せしむるに至れり、

◎各宗管長會議 宗教法案に對する各宗間の歩武は亂調となれり、要するに昨年四月建仁寺にて三十六派管長委員諸氏が五ヶ條を決議し、之を以て政府に交渉せん事を七宗委員が托せられしに、今回西本願寺、曹洞、真言等諸宗の言ふ所はかの五ヶ條の委任に背くとは、大谷派の言ふ所の如し、故に更に各宗管長會議を開くべしとは、七宗委卿の間にも唱へられ、又七宗以外の諸宗も默視すべきにあらざれば遂に同會議を開かるに至り、

◎東京方面 の模様も步調の區々たるは同じかりしが、上京委員數を減じて纏りも着き善くなりし點もあらん、大に所論を揆一せしめんとの説起りて盡力する人々ありて、茲に

家康が實行せし政畧が今でも用ゐられるは妙である、今度東西本願寺が一つ者であるならば、逆も制御は出來ぬけれど、幸にして一方丈けは前以て手に入れて置いたから、大に事が仕易いと言ふと聞く、併し余を以て見れば畢竟猿の人直似たるに過ぎない様な氣がする、家康は本願寺を兩分して、勢力は分裂せしめたが、其目的は唯御し易い様にするにありて、一方を味方にし、他方を敵にして憤激せしめて持て餘す様あ下手な事はやら無つた、今の當局者か、雛子が躊躇んだ様な事を仕出して、宮内省あたりまで泣き付て歩きながら家康の政畧を踏襲したなどと威張られては、地下の家康も嘸迷惑に思ふか、但しは又冷笑して居るであらう、眞似をするにも矢張智慧がいると見えるて云々、

◎某碩徳 曰く今度の政府提出案では教派宗派教會又は寺に屬する教師に徵兵猶豫とか免役とか出來るるうなが、進んだ様でもまだ兵役を忌避する者の多い世の中だ、現に先達まで北海道などへ籍を移す者が多かつので知れる、是からは名目だけ教師になる者は増す事であらう、併し袈裟掛けたり、法衣を着たりする者は、ソートいへ人は忌だらうが、耶蘇教師はソシナ制裁が無いから隨分是からは三十三歳まで名目だけの耶蘇教師は雨後の筈の様に出來て來やう、一寸縁結ぶ

名士片言

雜錄

盡力せられし事は人の知る所なるが、同派中にも大に憂慮する人々もありて、說乃是非は兎も角斯る問題に向て法主親しく奔走するは穩かならず、恐くは其威信にも關係する事にあらずやと、忠言を呈せし向もあり、夫かあらぬ同法主は舊暦二十日赤松、大洲、小田等の宿老を率ゐて西歸せられたり、然るに同派の門徒中に僧侶中にも、本山の主義に懽からず思ひて、法案反対意見を唱ふるあり、内部動搖しかしり修正説も中々勢力あるに至れり、遂に本月六日同派顧問會議を開きて、宗教法案問題を議せしむるに至れり、

◎各宗管長會議 宗教法案に對する各宗間の歩武は亂調となれり、要するに昨年四月建仁寺にて三十六派管長委員諸氏が五ヶ條を決議し、之を以て政府に交渉せん事を七宗委員が托せられしに、今回西本願寺、曹洞、真言等諸宗の言ふ所はかの五ヶ條の委任に背くとは、大谷派の言ふ所の如し、故に更に各宗管長會議を開くべしとは、七宗委卿の間にも唱へられ、又七宗以外の諸宗も默視すべきにあらざれば遂に同會議を開かるに至り、

◎東京方面 の模様も步調の區々たるは同じかりしが、上京委員數を減じて纏りも着き善くなりし點もあらん、大に所論を揆一せしめんとの説起りて盡力する人々ありて、茲に

家康が實行せし政畧が今でも用ゐられるは妙である、今度東西本願寺が一つ者であるならば、逆も制御は出來ぬけれど、幸にして一方丈けは前以て手に入れて置いたから、大に事が仕易いと言ふと聞く、併し余を以て見れば畢竟猿の人直似たるに過ぎない様な氣がする、家康は本願寺を兩分して、勢力は分裂せしめたが、其目的は唯御し易い様にするにありて、一方を味方にし、他方を敵にして憤激せしめて持て餘す様あ下手な事はやら無つた、今の當局者か、雛子が躊躇んだ様な事を仕出して、宮内省あたりまで泣き付て歩きながら家康の政畧を踏襲したなどと威張られては、地下の家康も嘸迷惑に思ふか、但しは又冷笑して居るであらう、眞似をするにも矢張智慧がいると見えるて云々、

◎某碩徳 曰く今度の政府提出案では教派宗派教會又は寺に屬する教師に徵兵猶豫とか免役とか出來るるうなが、進んだ様でもまだ兵役を忌避する者の多い世の中だ、現に先達まで北海道などへ籍を移す者が多かつので知れる、是からは名目だけ教師になる者は増す事であらう、併し袈裟掛けたり、法衣を着たりする者は、ソートいへ人は忌だらうが、耶蘇教師はソシナ制裁が無いから隨分是からは三十三歳まで名目だけの耶蘇教師は雨後の筈の様に出來て來やう、一寸縁結ぶ

◎宗教法案反對各團體打合會 大日本佛教徒同會、公認教期成同盟會、東京府下大谷派總末寺會、信徒俱樂部を始め其他宗教法案反對の各佛教團體の代表者十八名は一
昨日京橋南鍋町伊勢勘に會合し本月下旬全國佛教徒大會を開會するにつきの打合をなし協議の結果左の數項を決議したり

一全國佛教徒大會は宗教法案に絕對的反對の態度を取る事
一各團體代表者即本日出席の十八名を以て全國佛教徒大會事務所を組織し大會準備委員會爲す事
一各團體代表者より五名の事務委員を擇出する事
一全國佛教大會より全國に向て来る十日迄に檄文を發する事
一事務所を神田萬世橋際萬世俱樂部に設くる事

専務委員は近角常觀、眞岡堪海、諸岡道太郎、江羅直三郎、青田節の五名と定まり、會日は來る廿一日午前十時、會場は兩國中村樓と決したり當日の出席者は近角常觀、本多辰次郎、柏原文太郎、諸岡道太郎、佐々了應、長麟城、安藤鐵腸等の諸氏なりし

◎佛教俱樂部 自憲黨中に起れり、同黨所屬九團體の院外者其發起たり、其方針は各團體より二名づゝの委員を選びて、各部署を定めて總務委員其他先輩諸氏に就き親しく宗教法案に對する意見を叩き、以て其意見を定め發表する由

◎帝國黨の政務調查會 荒川邦藏氏會長となり、切
りに宗教法案に對する研究を凝しつゝあるが、不日調查濟になりてより、同黨の意見を定むる由

◎某省有志 曰く政府も此頃は餘程狼狽して居ると見え
る、予が鄉國江州の如きも、少し僧侶の集會でも催す時は、探偵は五月蠅く付き廻りてあるくが、外の國の様子を聞くに矢張其通りだソーナ、斯る田舎まであれ程にするとは狼狽の程度も抑計れる云々

◎公認教反對論者の輿論 従來佛教者の議論は公認教制度設立を主張する者と、又全く放任主義を取る者と二派に分れ居れり、公認教論者が今度の宗教法案に對する意向は本誌や明教新誌等の外に時々新聞紙にも報せられし所なるが、放任論者の意見は明かならぬ事なるが、放任論者は固よ千渉甚しきものには無論反對の意見にして、亦西本願寺の今回に舉動には憤り居る者多しとぞ、

◎某衆議院議員 曰く政府は過日來衝本政畧を取り、内

言愛語の風、移修禮讓の儀あり、好ましき家庭といふべし、之にて會頭今回巡回は極處に達し、廿四日早朝より行李を整へ歸途に上れり、去れど此歸途には猶數ヶ處へ臨席の約われば、先づくとの聲は未だ發せられず、聞かれざりし因にいふ富山市は既に前年より市の共同事業として、慈善會の設立あり、當今收養する所男女老幼を合せて二十餘名あり火災後のこととて、同所の光景は一層悲酸を極めたり、同盟會發會式舉行前近角本多二氏は同處に臨みて懇切に被收養者を慰諭せり、初今回斡旋盡力せられたるは、島田孝之、上野安太郎、關野善十郎、乘杉教存等の數十人なりき、

加賀國

○江沼郡佛教徒同盟會

會頭一行は廿四日朝五時御門

村を發し、主人井上氏及有志乗杉氏等に送られて富山停車場に至り、上り一番列車にて大聖寺町に向て發向す沿途高岡、津幡、金澤小松等の各驛を過ぐるや、夫々其地方の有志數十人捕うてプラットフォームに來りて挨拶せられたり、殊に小松町にては松本佐治郎佐々木了應等の諸氏は大聖寺町迄同乗して送られたり、汽車大聖寺に着するや、歡迎の盛なる例の如し午後同會演説開會幹事長梅田五月氏開會の辭次に各地の祝電を朗讀し、次に能美郡佛教徒同盟會幹事松本佐治郎氏同會を代表して祝辭に兼ねて演説せられ、より本多近角一氏相繼て夫、慈善問題宗教制度等に就て縷々陳述せられ終て會頭より懇切なる挨拶あり、引續いて茶話會を催され、一行三氏交々立て謝辭に代へて所思を陳述せらる、閉會は薄暮なりき

○威德青年會

該會は同町青年諸氏の團体にして、創立後既に十年の久しきに亘り、會員多く基本金豊に、且多數の會員皆信念厚く、氣象活潑なる有力有望なる團体なり、今回久我會頭一行の同町に請招せらるゝや、同青年會員は皆大に斡旋の勞を取られしが、幸此夜近角本多兩氏を請して演説會を開けり、午後七時開會幹事は開會の趣旨を演し次に二氏の長演説あり、散會は十時頃なりき、大聖寺町は晝夜其盛會にて、同地の氣焰益熾なり、初斡旋家諸氏の主なるは、梅田五月、島木曾頼爾、岡西仁宗實、飯貝宗然、出雲路現祐、竹中茂丸、桑榮一郎、二宮忠八、等の諸氏なり

○佛教大演說會廣告

來廿二日午後一時、神田錦輝館に於て島地默雷、清澤満之、小林日董外數師と聘し佛教大演說會相開候間各地より御上京中の中の熱心なる信徒諸氏御來聽被下度候也

一月廿日 全國佛教徒大會事務所

本誌廣告

一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす

二、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事

三、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料

◎廣告料五號活字一行(二十七字詰)一回金拾錢
一、爲替振込局は「本郷森川町郵便局金爲替取扱所」宛の事
二、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒
同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部
明治三十三年一月十九日印刷
印 刷 人 發行兼編輯人
清水朝太郎

上村幸三郎